

専用水道・簡易専用水道 手 引 き



那 珂 川 市

目 次

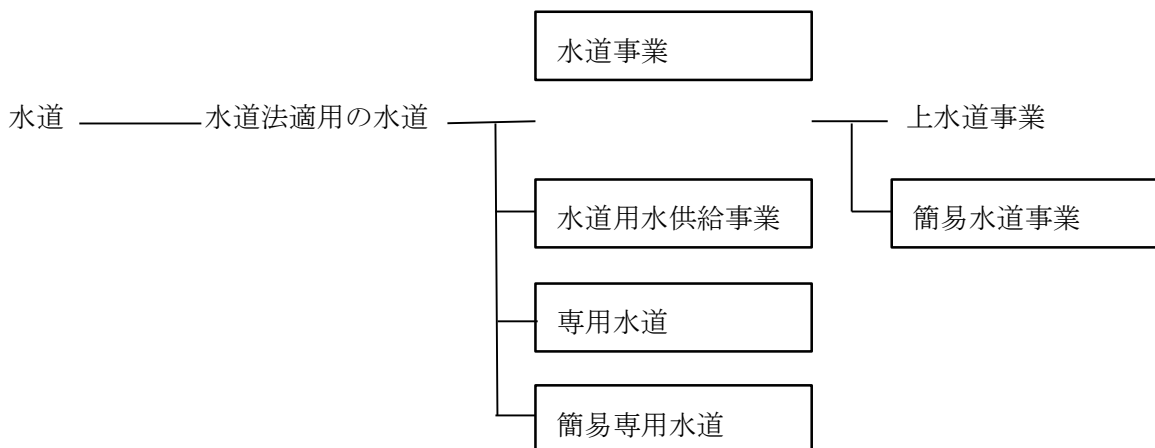
I	はじめに	1
II	専用水道とは	1
III	設置者の義務	5
1	市への届出	5
2	維持管理	6
3	市への報告	7
4	市の指導	7
5	汚染事故等の緊急時の措置	7
IV	簡易専用水道の設置者の義務	8
1	市への届出	8
2	維持管理	8
3	市の指導	10
4	汚染事故等の緊急時の措置	10
	資料	
1	別表 簡易専用水道検査登録機関一覧表	11
2	資料 那珂川市専用水道及び簡易専用水道に関する規則	12

I はじめに

一般に「水道」と言えば県営水道や市町営水道が挙げられますが、下図に示すようにいろいろな種類があります。

その中で、専用水道及び簡易専用水道を設置している者及びこれから設置しようとしている者は、この「那珂川市専用水道・簡易専用水道の手引き」を参考とし、諸手続きや維持管理など飲料水の安全確保に万全を期すようお願いいたします。

水道の種類（「□」は水道上の用語）



II 専用水道・簡易専用水道とは

1. **専用水道**とは、自家用の水道で、100人を超える居住者に必要な水を供給するもの、あるいはその水道施設の1日最大給水量（1日に給水することができる最大の水量）のうち人の飲用、炊事用、浴用その他人の生活に利用する水量が20m³を超えるものをいいます。アパート、マンション、団地、寄宿舎、社宅、療養所、分譲住宅、老人ホーム、学校、レジャー施設等が該当します。

ただし、県営水道や市町村営水道等（春日市・那珂川市は春日那珂川水道企業団）から供給を受ける水のみを水源とする場合は、その施設が次のいずれにも該当するものは専用水道に該当しません。

- (1) 口径25mm以上の導管の全長が1,500m以下のもの。
- (2) 水槽の有効容量の合計が100m³以下のもの。または有効容量の合計が100m³を超えるもので、六面点検できる程度の高さに設置されたもの。

なお、居住に必要な水を供給するものとは、継続的な生活を営むために必要な水を供給することをいいます。

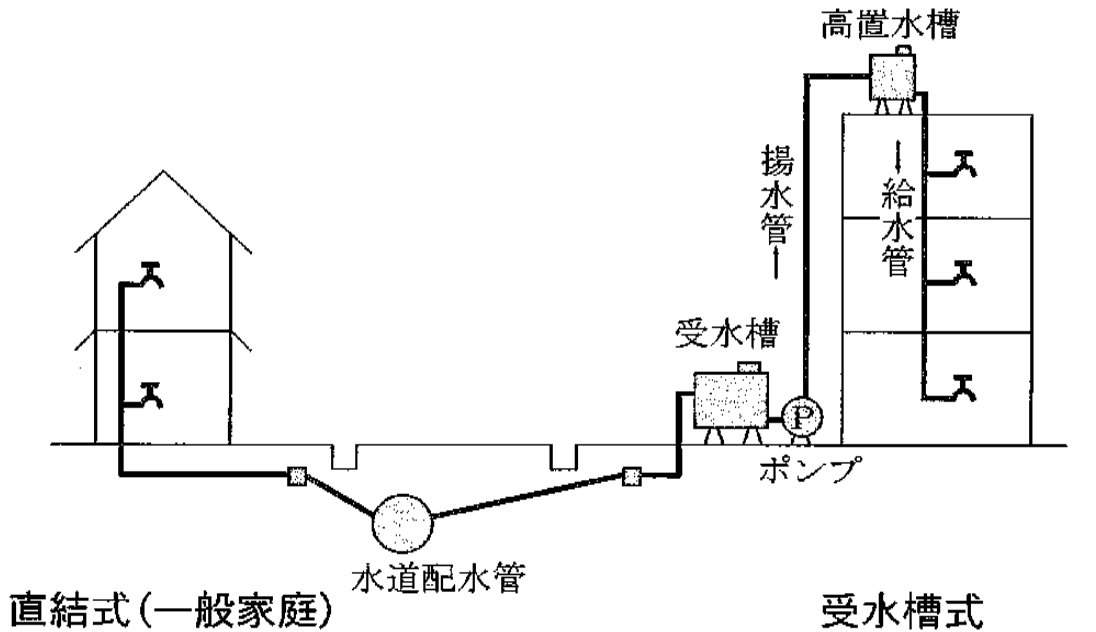
2. **簡易専用水道**とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準（受水槽の有効容量10m³）以下を除く。

中高層のビルやマンション等の共同住宅で水道水を使用する場合には、通常の水道水圧だけでは3

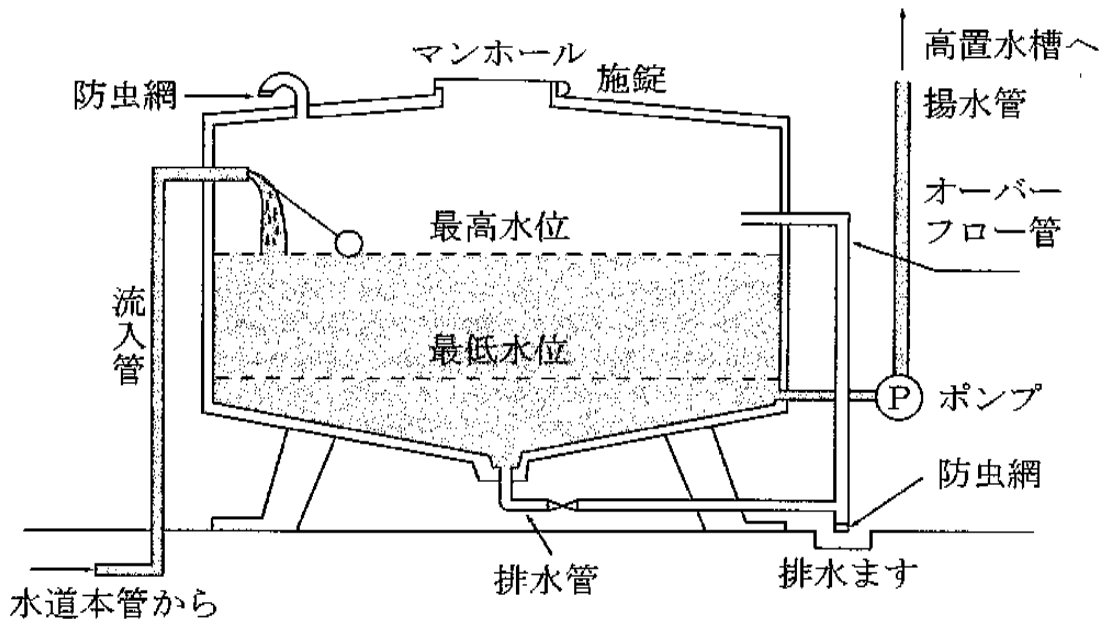
階以上に安定して水を供給できないことから、水圧や水量を調整するため、水道水を「受水槽」に一旦貯水し、屋上等に設置した高置水槽に揚水して（直接圧力タンク等により給水する場合があります。）各階へ給水するしくみがとられています。

この「受水槽」以下の給水設備は、各施設の設置者が管理しなければなりません。原水が県や市町村（春日市・那珂川市は春日那珂川水道企業団）で供給する水道水であることから、とかく安心しがちとなり、管理がおろそかになることもあります。

水道法では、受水槽以下の給水設備の管理を徹底するため、一定規模以上の施設について、法的な義務付けをすることにより、安全で衛生的な水の確保を図ることとしています。



[受水槽の構造例]



水道の区分

水道（道管等により、飲料水を供給する施設の総体）

水道事業

一般の需要に応じて水を供給する事業で、
計画給水人口が 101 人以上のもの

上水道事業

計画給水人口
5,001 人以上

簡易水道事業

計画給水人口
101～5,000 人

用水供給



水道用水供給事業

水道事業者が水道用水を供給する事業



貯水槽水道

水道事業から受水した水のみで給水するもの
(専用水道を除く)

簡易専用水道

水槽の有効容量が
10 m³を超えるもの

専用水道

寄宿舍、社宅、寮養所等の自家用水道、その他の水道事業以外の水道で①又は②に該当するもの
①居住人口が 101 人以上
②生活の用に供する給水量が 1 日 20 m³を超える能力を有する

他の水道から受水のみで、次を満たすものを除く

- ・口径 20 ミリメートル以上の導管の全長が 1,500 メートル以下
- ・水槽の有効容量の合計が 100 m³以下



水道法による規制の対象

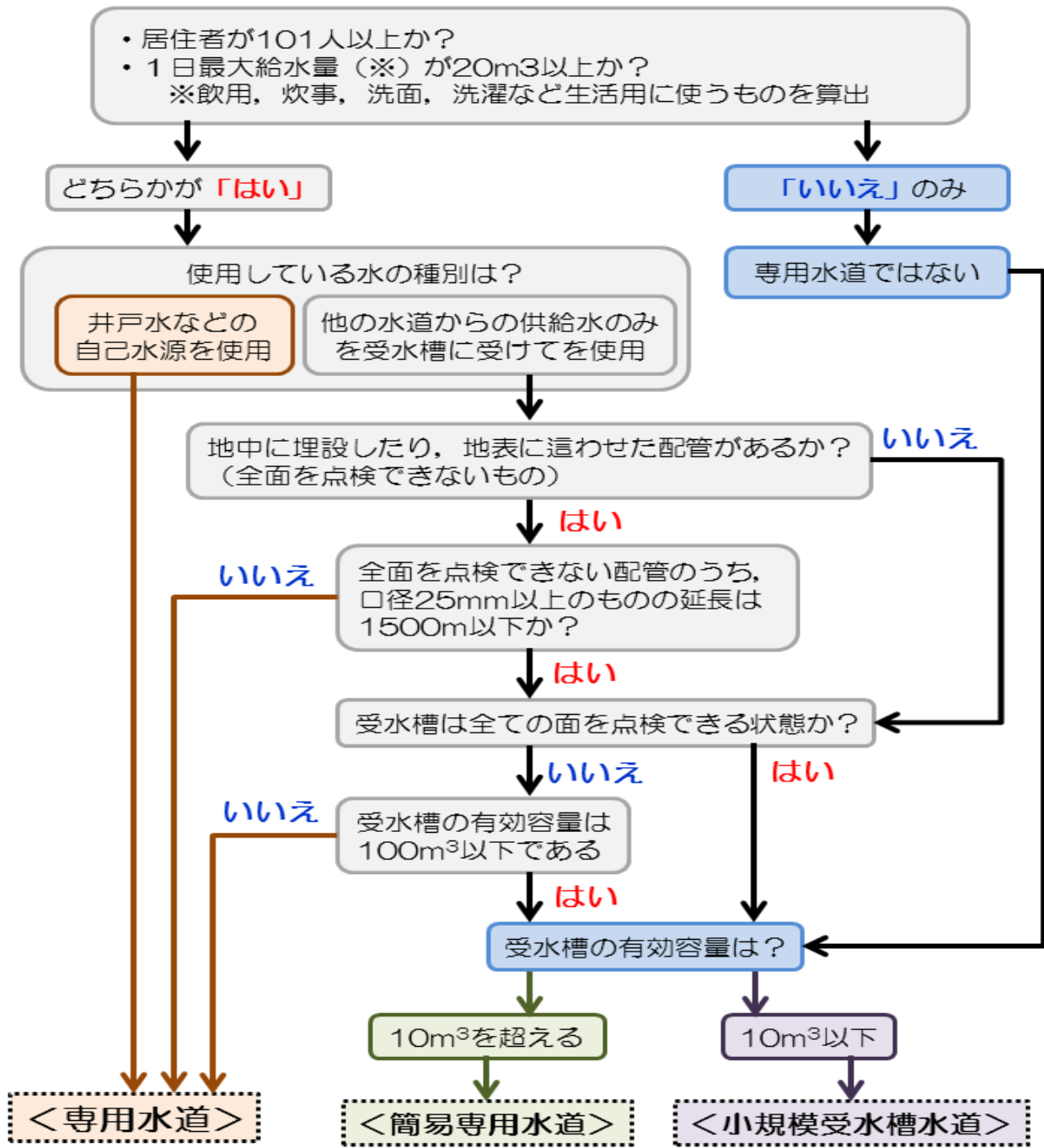
小規模貯水槽水道

水槽の有効容量が
10 m³以下のもの

水道事業、専用水道の規模に満たない水道施設

- ・飲料水供給施設
- ・飲用井戸

該当判定フロー



Ⅲ 専用水道の設置者の義務

専用水道の設置者は、「水道法」及び那珂川市の定める「那珂川市専用水道及び簡易専用水道に関する規則」により次のことが義務付けられています。

1 市（環境課）への届出

(1) 新設工事や増設又は改造工事をする場合

少なくとも工事を着手する30日前に「専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)」により、市（環境課）へ申請をしてください。

※ 水道法第33条(確認の申請)第6項の規定により、「申請を受理した日から起算して30日以内に、書面をもってしなければならない。」とあります。

工事は、市（環境課）からの「専用水道布設工事確認通知書(様式第2号)」を受けてから着手してください。

確認は、当該設計が施設基準に適合するかどうか否かに限定され、工事に着工できるのは、当該工事が施設基準に適合することが確認された後になります。

(2) 給水を開始する場合

当該工事を完了した時は、給水を開始する前に、水質検査結果及び施設検査結果を記した「専用水道給水開始届(様式第6号)」を市（環境課）へ提出してください。

専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければなりません。

ア 水質検査(水道法第13条第1項)

イ 施設検査(水道法第13条第1項)

ウ 主要施設の平面図

(3) 設置者に変更があった場合

譲渡等により専用水道の設置者が代わった場合には、新たな設置者が速やかに「専用水道届出変更届(様式第12号)」を市（環境課）へ提出してください。

(4) 既設の水道施設が専用水道に該当するに至った場合

ア 専用水道でない水道が、水道施設の工事を行うことにより、給水人口が居住者100人を超えた場合や1日最大給水量のうち人の生活に利用する水量が20m³を超えた場合、あるいは適用除外基準を満たさなくなった場合は、事前の確認が必要となるので「専用水道布設工事確認申請書(様式第1号)」及び「専用水道届出変更届(様式第12号)」を市（環境課）へ提出してください。

(5) 水道技術管理者の届出の場合

専用水道の設置者は、水道法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置き、又は変更したときは、速やかに「水道技術管理者設置(変更)届(様式第7号)」によりを市（環境課）へ提出してください。

(6) その他申請事項に変更があった場合

申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の指名)、確認を要する工事以外の工事等の記載事項に変更があった場合は、速やかに「専用水道布設工事申請書記載事項変更届(様式第5号)」を市(環境課)へ提出してください。

(7) 休止等の届出の場合

給水人口の減少、施設の規模の縮小又は消滅等により専用水道としての要件を失った場合や「確認通知書」を受けた後、工事に着手したが、その工事が取り止めとなったときは「専用水道廃止(休止)届出書(様式第10号)」を市(環境課)へ提出してください。

2 維持管理

専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 管理体制の整備

ア 水道技術管理者の設置

専用水道の設置者は、水道の管理について技術上の業務を担当させるため水道技術管理者を置かなければなりません。その任免は、設置者が自ら行うものであり、法で定める資格を有するものであることを確認して選任してください。

[水道技術管理者の業務内容]

- ① 水道施設が施設基準(法第5条)に適合しているかどうかの検査
- ② 給水開始前の水質検査及び施設検査(法第13条)
- ③ 定期及び臨時の水質検査(法第20条)
- ④ 浄水場などの従事者の健康診断(法第21条)
- ⑤ 塩素消毒などの衛生上の措置(法第22条)
- ⑥ 給水の緊急停止(法第23条)
- ⑦ 給水停止命令による給水停止(法第37条)

イ 図面等の整備

水道施設の維持管理を行っていく上で必要な配管系統図主要施設の各種図面、書類及び工具検査機器等は、必ず整備保管しておいてください。

ウ 記録の保存

施設の点検、清掃、修理及び従事者の健康診断並びに水質検査を行ったときは、その記録を作成し保存してください。

また、水質検査を委託した場合は、契約終了後の委託契約書を保存する必要があります。

なお、保存期間は次のとおりですが、できる限り長期保存に努めてください。

給水開始前の水質検査及び施設検査の記録	5年
定期及び臨時の水質検査の結果	
水質検査の委託契約書	
定期及び臨時の健康診断の結果	1年
施設の点検、清掃、修理等の実施記録	

エ その他

平常より水道施設や水源の監視を強化し、水源の種別等に応じ水道原水による魚類の飼育、自動水質監視機器を導入するなど、毒物劇物による汚染の早期発見に努め、水源又は施設の異常を発見した時は直ちに適切な対策が講じられるよう連絡通報体制を整備し、関係者に周知しておいてください。

3 市への報告

給水開始届出及び専用水道届出を行った専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行い、その結果を市(環境課)に報告してください。

検査の種類		報告期限	報告様式
水 質 検 査	毎日検査(色、濁り、残留塩素)	結果が判明した翌月の 15日まで	水質検査月報様式
	別表1に掲げる項目に係る定期の水質検査		検査成績書の写し
	原水の水質検査	結果判明後速やかに	
	臨時の水質検査		

4 市の指導

① 届出等の指導

設置者に届け出及び維持管理の重要性を指導します。

② 立入検査・改善指導

市担当職員は、現地に立ち入り、帳簿、水質、施設等を検査します。

また、検査の結果、衛生上問題がある場合等は、必要な改善措置をとるよう指導します。

③ 改善の指示・給水停止命令

専用水道施設が施設基準に適合しなくなり、かつ、利用者の健康を守るため緊急に必要があると認められる場合であって、改善指導に従わないときは、必要な改善をすべき旨を指示することがあります。

また、改善の指示に従わず、給水を維持することによって利用者の健康・利益を阻害すると認められるときは、改善するまでの間、給水の停止を命令することがあります。

5 汚染事故等の緊急時の措置

万一、災害、事故その他により水道水が汚染され、給水する水が人の健康を害するおそれがあるときは、ただちに給水を停止し、関係者へ周知するとともに市（環境課）へ連絡する等必要な措置を講じてください。

また、断減水が生じた場合はその旨を市（環境課）へ報告するとともに、飲料水を確保するよう努めてください。

汚染原因を調査の上、必要な改善措置をとり、給水再開については、市（環境課）の指導に従ってください。

IV 簡易専用水道の設置者の義務

簡易専用水道の設置者は、「水道法」及び那珂川市の定める「那珂川市専用水道及び簡易専用水道に関する規則」により次のことが義務付けられています。

1 市（環境課）への届出

(1) 当該受水槽を簡易専用水道として使用する場合

「簡易専用水道設置届(様式第 11 号)」により、市（環境課）へ申請をしてください。

(2) その他申請事項に変更があった場合

建築物の名称、申請者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の指名)、受水槽等その他の給水設備の構造及び給水管の材質に変更が生じたときは、速やかに「簡易専用水道届出事項変更届(様式第 12 号)」を市（環境課）へ提出してください。

(3) 休止等の届出の場合

当該簡易専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、「簡易専用水道廃止(休止)届出書(様式第 13 号)」を市（環境課）へ提出してください。

2 維持管理

簡易専用水道の日常的な維持管理については、水質基準を常に満足し、良質な水を供給するため以下のことに十分留意してください。

(1) 水槽の清掃を年 1 回定期に行うこと。

水槽内には水が停滞し空気と接触するため、水あかが発生したり、水道管を経て流入する砂・鉄さび等が堆積したりするため、定期的に受水槽及び高置水槽を清掃する必要があります。

この清掃を行う場合、法律では特に資格を定めていませんが、特殊な器具類が必要なうえ、衛生的で安全な方法によらなければならないため、専門的な知識・技術を有する者に委託することをお奨めします。なお、貯水槽清掃の専門的知識・技術を有する者としては「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で規定された登録業者等がいます。

- (2) 水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂やオーバーフロー管の防虫網の破損等を発見したときはすみやかに補修・改善すること。

水槽の亀裂やマンホールの不備等は汚水の流入や、異物混入の原因となります。したがって定期的に水槽とその周辺を点検し異常の有無を確認するとともに、整理整頓と清潔の保持に努め、異常を発見したときは、すみやかに改善措置をとらなければなりません。

また、地震、凍結、大雨等の事態が発生したときも、すみやかに点検してください。

- (3) 給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行うこと。

適切な管理は安全で衛生的な水の供給を行うための必須条件ですが、管理の不備や構造的な欠陥がある場合、また配水管の腐食が進行した場合には、水の色・濁り・臭い・味に異常が生じることがあります。

したがって日常的に水の外観に注意を払い、異常を感じたときは、すみやかに水質検査を実施し、安全確認するとともに原因を調べ改善しなければなりません。

- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、ただちに給水を停止し利用者等に周知すること。

水質検査の結果、毒物等の混入が判明したときや、水質検査をするまでもなく汚水等の流入が明らかで、そのまま飲用を続けると健康障害をきたすおそれがあることを知ったときは、即時に給水を停止し、その水を使用することが危険であることを利用者に周知するとともに、市、水道事業者（春日那珂川水道企業団）へ連絡し指示を受けてください。

- (5) 給水栓末端で遊離残留塩素を 0.1 mg/l (結合残留塩素の場合は 0.4 mg/l 以上保持するよう必要に応じ再塩素消毒を行うこと。

原水は既に消毒された浄水ですが受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確保されないことがあります。この場合、万一病原性微生物等が混入したときには感染症の発生を引き起こしかねません。法では残留塩素の測定はとくに義務づけられていませんが、用途・構造等に応じ随時測定し、残留塩素が確保されないことが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとる必要があります。

- (6) 管理について帳簿を備え記録・保存すること。

管理に当たっては、給水施設に関する構造図・系統図等が必要不可欠です。また、貯水槽の清掃や、日常の定期点検、設備の補修等の実施期日及びその内容について必ず記録し保存してください。

- (7) 消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ地元の消防機関へ連絡すること。

消防設備として飲用水用の水槽を共用することは本来望ましいものではありませんが、これらの施設では槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあり、不測の事態に対処するためにも、必ず地元の消防機関へ連絡をとってください。

春日・大野城・那珂川消防組合消防本部

電話番号：092-584-1191 (代表)

092-584-1195 (予防課 指導係 直通)

FAX 番号：092-584-1200 (予防課 指導係)

3. 市の指導

市では、簡易専用水道の管理の適正を図るため、次のような業務を担当します。

① 届出の指導

簡易専用水道の正確な実態を把握するため、給水元である各水道事業者から受水槽を有する施設の所在状況に関する情報を受け、法が適用されるものについては、設置者に届出を指導します。

② 立入検査・改善指導

厚生労働大臣の登録検査機関による管理状況検査を受検し、衛生上問題がある旨を受検者から報告を受けた場合、立入検査等を行い、改善措置をとるよう指導します。

このほか、必要に応じて担当職員が現場に立入り、帳簿・水質・施設を検査したり、管理についての報告を受けたりすることがあります。

③ 改善の指示・給水停止命令

管理が不相当で、改善指導に従わない場合は、清掃その他必要な措置をとるよう改善を指示することがあります。

また、この改善の指示に従わず、給水を継続することによって利用者の健康・利益を阻害するおそれのある場合は、改善するまでの間給水の停止を命令することがあります。

4. 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起きた場合は、すみやかに次のような措置をとってください。

- ・ 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、市、水道事業者(水道局)、へ連絡し指導に従うこと。
- ・ 給水停止中は、水道直結の蛇口等を利用して飲料水を確保すること。
- ・ 直結栓がないときは、水道事業者へ相談し応急給水を依頼すること。
- ・ 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について市の指導に従うこと。

別表

【参考：登録検査機関一覧(検査を行う区域に福岡市および那珂川市を含むもののみ抜粋)】

登録番号	名称	事業所の所在地	電話番号
1	一財) 佐賀県環境科学検査協会	佐賀県佐賀市光 1-1-2	0952-22-1651
46	公財) 大分県薬剤師会	大分県大分市大字豊饒字光屋 441-1	097-544-4400
47	公財) 北九州市環境整備協会	福岡県北九州市戸畑区新池 1-2-1	093-882-3800
59	公財) 山口県予防保健協会	山口県山口市吉敷下東 3-1-1	083-933-0018
63	公財) 北九州生活科学センター	福岡県北九州市戸畑区中原新町 1-4 (福岡事業所) 福岡市博多区千代 1-2-4	(福岡事業所) 092-642-1001
74	公財) 福岡市水道サービス公社	福岡県福岡市博多区博多駅前 1-28-15	092-471-0204
106	日東化学工業(株)	福岡県福岡市博多区博多駅前 3-10-2	092-481-3503
129	(株)環境分析技術センター	福岡県筑紫野市上古賀 3-2-16	092-929-4122
139	ニチゴー九州(株)	熊本県宇土市築籠町 221	0964-22-0131
157	(株)三計テクノス	熊本県熊本市東区御領 5-10-20	096-388-1222

※検査料金などは直接検査機関にお問い合わせください。

※登録検査機関の情報は随時追加・変更されます。最新の情報は厚生労働省ホームページをご確認ください。

○那珂川市専用水道及び簡易専用水道に関する規則

(平成 30 年 9 月 28 日規則第 38 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)、水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)及び水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。)に基づく専用水道及び簡易専用水道に関し必要な事項を定めるものとする。

[水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)] [水道法施行令(昭和 32 年政令第 336 号)] [水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号。以下「省令」という。)]

(専用水道布設工事の確認申請等)

第 2 条 法第 32 条の規定により専用水道の布設工事の確認を受けようとする者は、法第 33 条第 1 項に規定する書類を添付して、専用水道布設工事確認申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

[法第 32 条] [法第 33 条第 1 項]

2 法第 33 条第 5 項の規定による通知は、工事の設計が法第 5 条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事確認済通知書(様式第 2 号)により、適合しないと認めるときは専用水道布設工事不適合通知書(様式第 3 号)により、適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事不確認通知書(様式第 4 号)により行うものとする。

[法第 33 条第 5 項] [法第 5 条]

(専用水道布設工事確認申請書の記載事項の変更の届出)

第 3 条 法第 33 条第 3 項の規定による届出は、専用水道布設工事確認申請書記載事項変更届(様式第 5 号)に変更の内容を確認できる書類を添えて行わなければならない。

[法第 33 条第 3 項]

(専用水道の給水開始前の届出)

第 4 条 法第 34 条第 1 項において準用する法第 13 条第 1 項の規定による届出は、専用水道の設置者(所有者その他の者で、当該水道の管理について権限を有するものをいう。以下同じ。)が、専用水道給水開始届(様式第 6 号)により行わなければならない。

[法第 34 条第 1 項] [法第 13 条第 1 項]

2 専用水道給水開始届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法第 13 条第 1 項の水質検査の結果書の写し

[法第 13 条第 1 項]

(2) 法第 13 条第 1 項の施設検査の成績書の写し

[法第 13 条第 1 項]

-12-

(3) 主要施設の平面図

(専用水道の水道技術管理者の届出)

第5条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の規定により水道技術管理者を置き、又は変更したときは、速やかに、水道技術管理者設置(変更)届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。

[法第34条第1項] [法第19条第1項]

2 水道技術管理者設置(変更)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 勤務証明書
- (3) 水道技術管理者としての任命辞令の写し
- (4) 省令第14条第3号に規定する登録講習の修了証書の写し

[省令第14条第3号]

(業務の委託の届出)

第6条 法第34条第1項において準用する法第24条の3第2項の規定による届出は、専用水道の設置者が、水道管理業務委託(開始・終了)届(様式第8号)により行わなければならない。

[法第34条第1項] [法第24条の3第2項]

2 水道管理業務委託(開始・終了)届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 業務委託契約書の写し
- (2) 受託水道業務技術管理者としての任命辞令の写し
- (3) 受託水道業務技術管理者としての資格を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 水道管理業務委託(開始・終了)届の記載事項に変更を生じたときは、専用水道の設置者は、速やかに、水道管理業務委託変更届(様式第9号)により市長に届け出なければならない。

(専用水道の休止等の届出)

第7条 専用水道の設置者は、当該専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、専用水道廃止(休止)届(様式第10号)により市長に届け出なければならない。

(簡易専用水道の設置等の届出)

第8条 受水槽の設置者は、当該受水槽を簡易専用水道の施設として使用するに至ったときは、速やかに、簡易専用水道設置届(様式第11号)により市長に届け出なければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに、簡易専用水道届出事項変更届(様式第12号)により市長に届け出なければならない。

- (1) 建築物の名称
- (2) 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- (3) 受水槽、高置水槽その他の給水設備の構造及び給水管の材質

3 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止し、若しくは廃止したとき又は当該水道が簡易専用水道に該当しなくなったときは、速やかに、簡易専用水道廃止(休止)届(様式第13号)により市長に届け出なければならない。

(改善の指示等)

第9条 法第36条第1項の規定により専用水道を改善すべき旨を指示するとき又は同条第3項の規定により簡易専用水道の管理に関し必要な措置を採るべき旨を指示するときは、市長は、改善指示書(様式第14号)により行うものとする。

[法第36条第1項]

2 法第36条第2項の規定により水道技術管理者(法第24条の3第6項の規定により水道技術管理者とみなされる受託水道業務技術管理者を含む。)を変更すべきことを勧告するときは、市長は、勧告書(様式第15号)により行うものとする。

[法第36条第2項] [法第24条の3第6項]

(給水停止命令)

第10条 法第37条の規定により専用水道又は簡易専用水道による給水を停止すべきことを命じるときは、市長は、給水停止命令書(様式第16号)により行うものとする。

[法第37条]

2 前項の規定による給水停止命令を行った場合であって、水道水の管理上必要と認めるときは、市長は、水道事業管理者に対してその旨を通知するものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第11条 専用水道又は簡易専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項又は省令第55条第4号の規定により給水の緊急停止を行ったときは、直ちに、市長に報告しなければならない。

[法第34条第1項] [法第23条第1項] [省令第55条第4号]

(立入検査の際の身分証明書)

第12条 法第39条第2項又は第3項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す身分証明書(様式第17号)を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

[法第39条第2項] [第3項]

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。